

平城宮東院西建物の 遺構解釈と復原設計

平成8年度の平城宮跡東院庭園復原事業では、西建物の復原設計をおこなった。復原にあたっての基本的な考え方と復原建物としての西建物の意義を述べてみる。

遺構解釈と復原事業での位置づけ 西建物は、昭和54年度の第120次調査で検出した掘立柱建物遺構SB9360にあたる。桁行7間×梁間2間の身舎に西庇のついた南北棟で、身舎の柱間寸法は10尺等間、庇の出は14尺で柱間寸法よりも長い。身舎柱の掘形は一辺が約140cm、深さが遺構面から140~150cmとかなり大きいが、庇柱の掘形は一辺が60~80cm、深さも約70cmと小さい。

SB9360は、すでに復原された東院南門SB16000Cの北東に位置する。第243次および第245-1次調査（平成5年度）の所見によると、南門とSB9360は奈良時代後半のE期で共存しており、SB9360は南門から北にのびる道路の脇に設けられた施設と推定されている。また、SB9360の東側には、SB9360と柱筋をそろえて2条の掘立柱南北屏SA9289・SA9320Bがとおり、東院庭園地区と南門周辺地区を厳重に区画している。このように、西建物SB9360は東院庭園とは別の区画に含まれる建物であり、おそらく南門と関係の深い政務機関の施設の一つであったろう。したがって、西建物は東院庭園に対するアプローチとも本来は無縁なはずだが、復原事業の全体計画では、駐車場を西におき、西建物を経由して庭園に入ることになっている。このため、西建物は庭園への導入施設であると同時に、集客のための管理・休憩施設として位置づけている（61頁参照）。

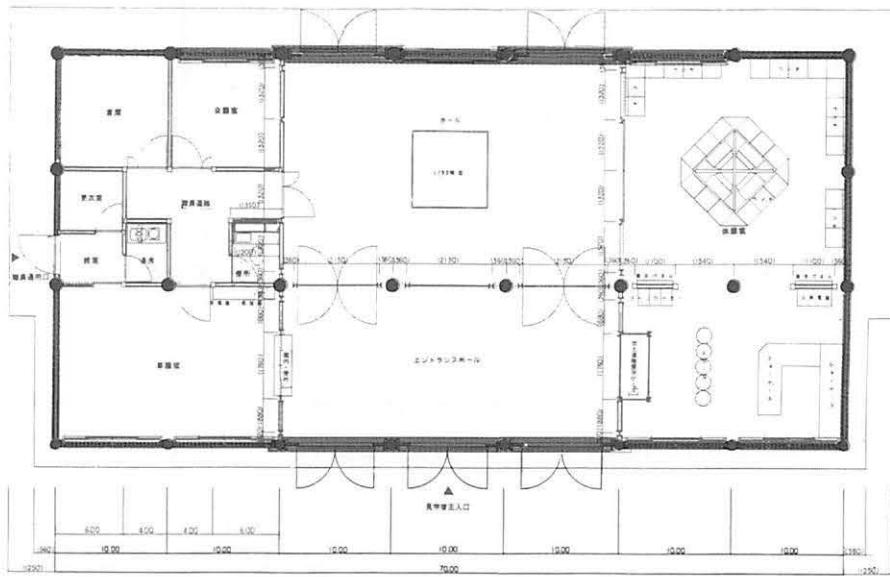
平成5年度復原案の問題点 東院庭園復原全体計画を作成した平成5年度の段階では、西建物の上部構造は、今回とは異なる復原案を考えていた。身舎柱間10尺に対して庇の出が14尺と長い点に着目し、庇の垂木を身舎垂木の先端につな

ぐ打越垂木の技法を用いて、神社建築様式でいう「流造」のような構造を推定していたのである。しかし、この案には以下の問題点がある。

- 1) 身舎と庇を一体化した流造のような構造ならば、身舎と庇の柱寸法がそれほど違わないはずだが、庇の柱穴は身舎のものに比べて小さすぎる。
 - 2) 流造のような屋根にすると、庇の軒先で雨仕舞に必要な屋根勾配が充分確保できない。
 - 3) 庇の出を身舎柱間寸法よりも長くする掘立柱建物は、平城宮・京で非常に多く検出されており、これらの建物が、すべて流造のような構造をしていたとは考えにくい。

また、第243次の所見では、SB9360身舎の南から4間目に間仕切りの柱穴を認めているが、今回の再検討では、それは別の建物の側柱列の一つであることが判明した。

復原再考 以上から西建物は、身舎と庇が一体化しない構造で、しかも身舎内部には間仕切りのない建物と考えられる。とくに、身舎に比べて庇の柱穴が著しく小さい点が注目される。これは身舎と庇の屋根構造・葺材が異なった可能性を示唆するものである。この場合、葺材は、①身舎=瓦／庇=桧皮、②身舎=瓦／庇=板、③身舎=桧皮／庇=板の組合せを想定できるが、SB9360周辺では奈良時代後半の軒瓦がほとんど出土しておらず、掘立柱と瓦屋根の複合性も考えにくいので、③身舎=桧皮葺／庇=板葺の案を採用した。以下、各部位について概説する。なお、設計の基準尺は、遺構の計測値から、1尺=



西建物平面図 1:200 赤色付部分のみ古代建築（立面図・断面図も）

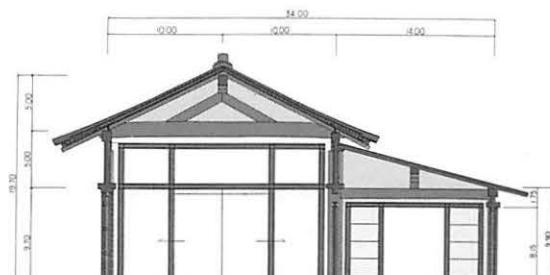
30.0cmに復原した。

- (a)柱径：柱掘形の規模の差から身舎の柱径を根元で1.2尺(36.0cm)、柱頭で1.1尺(33.0cm)、庇の柱径を根元で9寸(27.0cm)、柱頭で8寸(24.0cm)とした。
- (b)柱間装置：庭園への導入部分をひろくとるため、正面は中央3間を扉口とし、両脇2間を連子窓とした。一方、背面については、背面らしく壁体を多くした。背面扉口30.0cmに復原した。
- (c)構造：身舎の組物は舟肘木で、軒は一軒とした。軒の出は、庇のつく正面側で3尺、背面側で4尺とした。身舎の梁は直材、架構は叉首組とした。身舎の構造・寸法は、軒の出以外、復原した宮内省西南殿および西北殿にほぼ準じている。庇では柱頭に組物を用いず、柱が直接繋梁をうける構造とした。

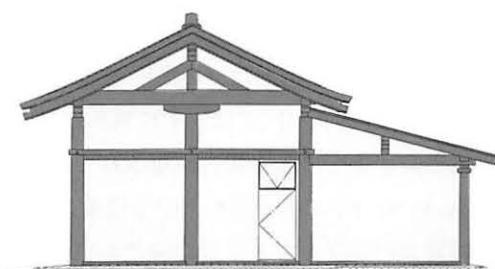
- (d)庇屋根：庇の屋根は鎧つきの目板葺とした。目板葺材の寸法は、昭和修理前の法隆寺金堂・五重塔の裳階の板葺を参照した。屋根勾配、軒高の確保のため、身舎側柱の上端外側に台輪状の材をとおして板掛けの材とした。

現代建築としての西建物 すでに述べたように、西建物は東院庭園への導入施設であると同時に、管理・休憩の施設でもある。この複合的機能に対応するため、中央3間をエントランス兼通路、北側2間を管理事務所、南側2間を休憩スペースとした。このような現代的機能を充足させるため、建物内部に古代建築とは関係のない間仕切り等を設けなければならない。これについては、奈良時代の復原構造部分と現代建築として必要な構造部分を、一見して区別できるような配慮を考えた。たとえば間仕切り壁については、古代建築の白漆喰壁に対して、可能な限り、ガラスやステンレスパネルなどの現代的な素材を用いる。また、柱の取り付き部分は、独立したH型鋼をたてて間仕切り壁を支持することにより、古代建築の木柱と分離させる。もちろん、現代的な天井は張らず(管理事務所部分をのぞく)、古代建築の架構を露出させる。このほか、建築基準法や消防法上の問題点を解決するために、やむを得ず、壁体部分に小窓や扉を設けるが、これらは外観上目立たないよう工夫した。また、構造的に必要な桁行方向の耐震壁は、展示パネルや管理事務所の間仕切りとして利用するなど、現代的機能に還元した。

復原建物としての西建物の意義 今回復原した西建物の形態は、現存する文化財建造物にはみられないが、発掘



西建物 ホール・休憩室断面図 1:200



西建物 北立面図 1:200

事例には類似する平面を多数確認できる。このような片面庇付き掘立柱建物に対する一つの具体的な復原案を示したことの意義は大きいだろう。もっとも、便益施設を兼ねる建物として設計したために、西建物SB9360本来の性格に基づいた、純粹な古代建築としての復原ができたわけではない。しかし、設計上の最大の課題は、これまでの平城宮内の復原建物と異なり、現代的機能を古代建築の意匠・構造といかに共存させるかという点であった。このテーマに対し、現代的機能と古代建築の構造を完全に分離させ、便益施設としての用途を古代建築に内包させるという方法をとって答えてみた。この構造分離手法によって、見学者は現代的空間の中にいながら、古代の空間を感じることができるだろう。そして園内に足を踏み入れれば、古代の庭園と建物を体感でき、西建物はいわば現代と古代をつなぐ架け橋となる。

遺跡の上にたつ復原建物には、たんなる復原建物以上の用途を求められる場合がある。西建物の設計はその命題に対する先駆的な解の一つに位置づけられるだろう。なお、西建物の基本設計に関しては、鈴木嘉吉・岡田英男両先生にご指導を仰ぐとともに、西尾信広・手島知恵両氏(京都環境計画研究所)の全面的な協力をえた。

(箱崎和久・浅川滋男／平城宮跡発掘調査部)